

CITIZENS FORUM

for RENEWAL

No. 140

2003年9月

(社)行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03 3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

行革国民会議ニュース

これで改革推進内閣といえるか

小泉第2次改造内閣が9月22日に発足した。小泉首相は改革推進内閣で、これまでの路線には微塵の揺るぎもないと胸を張っている。たしかに、党内の期待を裏切って竹中氏の留任を断行したことなどはその象徴なのかもしれない。しかし、竹中氏が留任しただけで、構造改革路線が継続できるわけではない。そもそも、小泉首相の言う構造改革とはなにかが問題だが、これは別の機会に論じたい。

とりあえず問題となるのは、小泉氏が掲げている道路公団と郵政事業の民営化を実行するための陣容である。まず、これまでとかくふらふらと腰の定まらなかった石原氏が国土交通大臣で大丈夫かどうか。父親の石原知事は、「今までは権限がなかったから駄目だったが今度は権限があるから違う」と親バカぶりを発揮しているが、要は権限の有無よりもやる気の有無だろう。藤井公団総裁の首を切ることにくらいなら出来るかもしれないが、総裁の首を切ただけではなにも問題は解決しない。既に公団民営化の前に直轄高速道路建設制度が出来てしまっており、これがスルスルと動くようではなんのために公団を民営化するのかわからない。道路財源の一般財源化も昨年の予算編成過程で実現できなかったし、高速道路の建設をいったん止めて考えようという本来の狙いが今見えなくなっている。新大臣が改革を目指すのであれば、こうしたことに筋を通すことが役目なのだが、果たしてそうした役割りができるかどうか、やる気があるかどうかが問われることになる。

郵政の民営化の担当になる麻生総務大臣も良くわからない。昨年7月の郵政関連4法案審議の最終段階で、麻生氏は政調会長として党を代表し小泉首相と法案の修正をめぐる協議したが、そのとき彼が郵政民営化に積極論を唱えたわけではない。竹中氏とウマが合うとの報道を見かけたが、

事務局長 並河 信乃
たしかに2000年4月の総裁選では市場重視の積極経済論を唱えていた。だからといって、竹中氏に郵政民営化のかじ取りをすべて任せるとは到底考えられない。竹中氏は難渋するだろう。

さらにいえば、これまでの片山大臣は郵政関係はともかくとして、地方分権についてはまあまあよくやったといえる。いわゆる三位一体の改革は3年間で4兆円の補助金削減というレベルに矮小化されてしまったが、それだって今後の展開は予断を許さない。今後、麻生氏が分権にどのような態度で臨むのか、郵政の民営化よりも地方分権の方がはるかに重要な事柄であり、構造改革の基本になるべきものであるが、それについての関心が薄そうな総務大臣というのは困ったものだと思う。

首相は在任中は消費税の引き上げはしないと繰り返しているから、2006年度までは緊縮財政を貫き、経済の刺激は規制緩和や特区、民営化という非財政的な手法でやっていこうというものだろう。その規制改革や構造改革特区の担当大臣になったのが金子一義氏であるが、これまたどういう人なのかよくわからない。特区の担当大臣であった鴻池氏が評判が良かったのは、その鼻っ柱の強さ、喧嘩腰であった。金子氏も各省大臣を相手にして喧嘩を吹っかけるのであろうか。

ついでにいえば、良くも悪くも内閣の要となるのは財務大臣であるが、これまた谷垣氏の思想、手腕いずれも良くわからない。お利口ぶりを発揮しようとして、結果として財務官僚の言うなりにならないように願いたいものだ。

よくわからないうちに決めつけた物言いはよくないが、いまのところ、今度の組閣は改革推進内閣とはとてもいえない。しかし「男子たるもの、3日会わざれば刮目して待つべし」というから、よく目をこすって、それぞれの大臣の言動を今後監視していきたい。

構造改革特区推進会議の設立

さる8月6日、市町村の立場から構造改革特区制度を活用し、その制度をさらに改善していくことを狙いとする構造改革特区推進会議が発足した。参加自治体は86自治体であった。設立総会では榛村純一・掛川市長を代表に選出、副代表や監事の人選は代表に一任した。また、活動計画・予算などを決定した後、滑川雅士構造改革特区推進室長からの説明や林芳正自民党特区特命委員会事務局長からの挨拶があり、また、総会終了後の簡単なビアパーティでは鴻池祥肇特区担当相からの挨拶もあった。

その後、8月末には副代表、監事のほか、推進会議の活動方針・戦略などを検討する企画委員会の設置も決定。また、8月末から9月初めにかけてメンバーに今後の取り組む課題などについてのアンケート調査を行い、その結果をもとに9月17日にはスタッフレベルの企画委員会幹事会を開催し、教育、都市再生、農業、医療・福祉、自治制度の5WGをスタッフレベルで結成することを申し合わせた。10月9日には首長レベルの企画委員会を開催し、今後の段取りなどを話し合う予定である。

以下、ご参考までに推進会議関係資料や総会での挨拶などを掲げておく。

構造改革特区推進会議規約

2003年8月6日

1 名称

会の名称は構造改革特区推進会議とする。

2 目的

会の目的は市区町村のイニシアティブによる地域経済・社会の飛躍・活性化であり、そのために以下の活動を行う。

構造改革特区の申請と実現の理論武装ならびに特区関係市区町村間の情報交換

構造改革特区制度の拡充ならびに運用改善についての意見の集約と世論の喚起

特区の一般制度化と三位一体改革への提言ならびに自治体の先進事例の研究

構造改革特区担当大臣ならびに推進室との意見交換・協議

上記目的を達成するためのPR、情報活動、研修活動の展開

3 構成メンバー

会の構成は、構造改革特区制度に関心を持つ市区町村長とする。

なお、企業やNPO、研究者やマスコミも、随時、議論に参加出来る運営とする。

4 組織と運営

会の意思決定は、市区町村長による総会で出席者の過半数の賛成で行う。

会には代表1名と副代表5名程度を置く。代表は会の運営を統括し会を代表する。

会の運営を企画する企画委員会のほか、必要に応じテーマごとの委員会を設ける。

会計を監査するものとして、監事2名をおく。

5 活動期間

とりあえず活動期間は2006年3月末までの3年間とし、その時点でさらに会を継続すべきかどうかを協議し決定する。

7 会費と会計年度

参加市区町村の年会費は5万円とする。年度の区切りは3月末とする。

8 事務局

事務局は社団法人行革国民会議事務局（東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階）におく。

9 その他

その他必要なことは随時協議する。

以上

当面の活動方針についての申し合わせ

2003年8月6日
設立総会

1 総会

3ヵ月に1回程度の開催とする。

2 企画委員会

会の運営・企画などを検討し、特区推進室との連携も図るため設置する。

企画委員会の構成は、代表、副代表のほか人数は15人から20人程度とする。

企画委員会の開催は、当面、隔月とする。

企画委員会には構成自治体のスタッフによる幹事会を設置する。幹事会は必要に応じて開催するとともに、メールなどでの常時連絡を心がける

幹事会は、会全体の運営のほか、申請不承認となった案件の中から重要なものについて、その実現方策を検討・協議する。

3 テーマ別委員会

たとえば教育問題とか福祉問題など具体的問題ごとに委員会を設け、実際に取り組むと発生してくる障害について自治体間で情報交換し、その解決を図る

委員会を設立したいと思う首長がメンバーに呼びかけ、委員会を設置する。

委員会の運営は基本的に委員会ごとの決定に委ねるが、事務局もサポートする

4 研究調査の充実

特区の実施状況や問題点等について、自治体関係者や研究者等の協力を得て実態調査を行い、報告書を出版する。調査には若手研究者などを積極的に登用する。

5 当面のスケジュール

8月中旬に委員会設置など組織の枠組み作りを終え、10月の第3次認定申請、11月の第4次提案募集を念頭に作業を開始する。

年度末をめどに、提案に対する対応や特区実施にあたっての問題点などについて、第1次総括を行う。

6 規約、予算等

規約や活動計画、予算等は8月の設立総会で決定するが、その後の状況を見て随時見直すこととする。予算は各項目間の流用を認める。

7 活動状況の報告

委員会その他の活動状況は、それぞれの委員会への参加の有無にかかわらず、会の構成メンバー全員にメールなどにより報告する。

また、対外的には、とりあえず、行革国民会議のHPに専用のコーナーを設ける。

以上

役員・企画委員会委員名簿

2003年8月22日

(敬称略：自治体コード順)

代表

掛川市長 榛村 純一

副代表

鶴岡市長 富塚 陽一

草加市長 木下 博信

横須賀市長 沢田 秀男

山梨市長 中村 照人

岐阜市長 細江 茂光

柳井市長 河内山哲朗

監事

三鷹市長 清原 慶子

相模原市長 小川 勇夫

企画委員会

企画委員会は代表・副代表・幹事のほか、以下の方々に構成されます

高崎市長 松浦 幸雄

太田市長 清水 聖義

草加市長 木下 博信

志木市長 穂坂 邦夫

川崎市長 阿部 孝夫

小田原市長 小澤 良明

大垣市長 小川 敏

多治見市長 西寺 雅也

犬山市長 石田 芳弘

岡山市長 萩原 誠司

高知市長 松尾 徹人

行革国民会議代表 恒松 制治

以上

総会議事要録（抄）

2003年8月6日

於：弘済会館4階椿

1 総会議事

略

2 滑川雅士 特区推進室長説明要旨

今日お集まりの市区町村長の方々はずでに特区に対するご提案、あるいは具体的に特区計画の認定を受けられた方がかなり多いので、細かいご説明よりもこれから特区をどのように進めていくのかについて、簡単にご紹介をさせて頂きたい。

特区の期間

この法律は恒久法であるが、5年間やってみようという見直しを行うということになっている。また、特区認定は5年全部ではなくて4年余りとなっており、特区の認定を受けたあとでその期間、活動して頂くということになっている。

5年間という法律の期間のなかで、どれだけ具体的な効果（ひとつは規制改革の全国展開に向けての入り口としての効果、もうひとつは地域の活性化についての効果）が挙がっていくのかをみながら、この法律の全体の動きを考えるとということになっている。私どもとしては、こうして5年間はきちっとやっていき、そのなかで評価も行いながら、その後、この方法がいいのか、あるいはさらに良い方法があるのかを議論していただくと思っている。この推進会議の活動期間はとりあえず3年ということであるが、そうした期間にわたって、皆様方から応援を賜ればありがたい。

特区と市町村合併

合併が進んでいるなかでの特区の作り方については、ひとつひとつ具体的にご相談していきたい。特区そのものの区域はかなり自由な作り方をしており、市区町村がベースになっているケースが多いが、市区町村のなかの特定の地域という申請もあれば、逆に複数の市区町村にまたがって特区が設定されるというケースもある。合併によって市区町村の名前が変わるとか、特区の地域範囲が変わるなどの事態が生じた場合には、計画の一部変更していただくことになるが、そうした形で申請頂ければ推進室としてはそれに対応して参りたい。

特区の進捗状況

昨年末に第1次の規制緩和項目をもとに特区法という形にまとめ、これに基づいて今年の4月、7月の2回にわたって特区の認定申請を受けた。

4月の申請については4月に第1弾、5月に第2弾、合わせて117件の特区を認定を行い、現在7月の認定申請（49件）に対する認定作業を進めているところである。

第2次の特区規制緩和項目については、今年1月に提案を締め切り、2月に推進本部で決定したものを、5月に法律改正（特区法の改正）という形でまとめている。どぶろくとか学校に対する株式会社の参入などという項目が含まれているが、これについては10月に認定の申請を受け付けることにしている。10月以降は第2次規制緩和項目の入ったもの、より多くの規制緩和項目、特例項目をご利用頂いた形での認定の申請を受け付けさせて頂き、それを認定していくという作業を進めていきたい。

今、6月の第3次の提案募集の結果を関係省庁と調整をしているところで、9月に本部決定をしたうえ、年内に（どういう形で国会が開かれるのか分からないが）国会に特区法の改正案を提出し、ご審議頂くよう準備を進めていく。

さらに、規制緩和項目については年に2回程度提案を頂き、それを特区に関する特例として追加をしていきたいと考えており、今年末、11月くらいに特区の第4次の提案募集を考えている。

特区の活用状況

これまで、どのようなものが特区として活用されているのかというと、4月の申請の中ではいわゆる産学連携関係の特区というものがかなり多く見られた。今回の7月の申請受け付けを合わせてみると教育関係の特区の申請が増えてきている。特区の特例項目の使いやすさというものがそれぞれについて違いがあるのかもしれない。

地域の活性化に関しては農業関係の申請がいろいろ出され、市民農園開設者の範囲の拡大をかなり申請を受け認定した。また、株式会社の参入についても申請が行われ、地域の活性化、地域間交流の高まりのために利用されつつある。

これからは、どぶろくなどさらに地域の特性を活かし、交流に貢献するような特例項目も出てくる。また、学校分野への株式会社参入も出てきて、さらに広がりが出てくることを期待している。

いずれにせよ、特区の認定申請は4半期に1度程度進めていくつもりであるし、年に2回の提案受け付けもしていきたい。皆様方からもよいアイデアを出して頂き、また出てきた特例につきまし

ては積極的にご活用頂きたいと思う。

財政措置について

財政措置については、特区法にもあるように、新たな財政措置（税制も含まれる）を要するものについては特区提案として受け付けないということで、「F」というマークを付けている。

しかし、財政関係ということでも、たとえば新しい人が参入をする際に、これまでの既存の方々と同等の扱いを受けるところまで援助することは必ずしも新たな財政措置ではないのではないが。そうした部分については、それぞれの担当の各省に対して、イコールフットイングという考えから規制についてさらに検討してほしいということで議論をしている。つまり、新しい補助金をとということではなく、こうしたイコールフットイングという考え方から、規制改革によって実現した参入者に認められていないということがあれば、遠慮なく提案していただきたい。

基本的には特区の特例というのは、その他の事情は変わらないということが前提である。その他の事情というのはすでに全国で行われている制度、あるいは補助・支援が変わらないなかで、特区についての特例が導入されるというのが基本的な考え方であるので、そうした意味でひとつひとつご検討いただければありがたいし、私どももそういう形での作業を進めて参りたい。

特区の評価作業

評価作業については、具体的には来年には始めて評価の結果を出す。全国に拡大できるものについては全国に規制の特例を拡大し、特区として引き続き進めるものについてはさらに特区での活用あるいは経験を積んでいただく、そして特区でうまくいかなかったものについては改めるという作業をする予定である。その際、具体的に進められている事例をひとつひとつ見せて頂き、いろいろ話をうかがいながら作業をしていくことになると思うので、これから具体化あるいはさらに深め方ということについてご努力いただければありがたいし、その過程でいろいろな課題、解決すべき問題などがあれば、私どもの方にいろいろな形でご教示頂ければありがたい。

3 林芳正自民党特区特命委員会事務局長（参議院議員）挨拶要旨

さらに、来賓として出席された林芳正自民党特区特命委員会事務局長（参議院議員）から、次のような挨拶があった。

特区の推進に関して、こうした市区町村長の会ができたということは大変喜ばしいことだと考えている。

特区特命委員会というのは、特区法をスムーズに検討するために麻生政調会長の発案で横串で検討するためにつくられたもので、ほかにもデフレ対策とか3つか4つか例がある。つまり、法案をそれぞれのパートに分けて審議いたしますとなかなかまとまらない。それぞれの部会は専門家（マスコミ的といえば族議員）が沢山おられて、ひとつずつクリアしようとするって通るものも通らないことになる。そこで、昨年夏ごろに構造改革特区の特命委員会をスタートさせて、一括して特区についての審議を行うことになった。委員長は野呂田衆院議員であるが、本日はそのご名代として出席させていただいた。

特命委員会の立ち上げの際には、一番問題となるだろうと思われる分野、つまり農林水産、厚生労働、文部科学といった分野の専門家に特命委員会の役員として入ってもらい、問題があると思うことについては特命委員会のなかで何度も議論をさせて頂き、なるべく外で文句を言われぬようにした。特区法案の了承を党からとるために、政審、総務での説明は私がやらせていただいたが、本来ならば一言あるはずのお歴々が、皆、この特命委員会での議論に参加されておられたため、比較的すんなりと党内の承認を取ることができた。一方では、この特命委員会での審議で最初出された案よりも小粒になったのではないかというものもあるが、各部会でそれぞれ審議することになれば、すんなりといったといえるのではないかと思う。

規制改革には総論賛成・各論反対といったことが多いが、是非皆様方の力で各論を実現させて頂きたい。実は、それぞれの分野で、この規制改革についてはやりたくないが自分のところの市長が賛成しているから改革には賛成するという方がずいぶん増えてきており、賛成と反対が拮抗してきた。

これまでは、規制する側が問題が起こったら大変だということで反対してきたが、実際にはやってみなければ分からない。そこでこれからは、責任を持ってやろうという自治体に特区でやってもらい、問題がなければ全国展開していくということになると思う。その際、ここにいる構造改革特区推進会議の皆様方がノウハウを共有して、横のつながりを持つことはありがたいことで、是非ともこの制度に魂を吹き込んで頂きたい。

【質疑応答】

次いで、会場からの質問に対し、以下のようなやりとりがあった。

質問：特区担当大臣と各省大臣とはどういう関係なのか。また、都道府県が障害になっているケースがあるが、どう思うか。

答（檜木・特区推進室参事官）： 特区担当大臣というのは 2 つの顔がある。ひとつは規制改革について提案を受けて各省大臣と交渉する内閣官房の大臣としての顔。もうひとつは、内閣府の大臣として、計画の認定をする大臣という顔である。規制改革を行う大臣というのは、総理の命を受けた担当大臣であるが、所掌上、他の大臣に対して何らかの指示をするということとはできない。この点については国会でも大臣は何度も質問されておりますが、大臣の答えは「権限があるうがなろうがやる」ということである。大臣が皆様からの提案を宝物のようにして各大臣と交渉するという姿勢である。

もうひとつの内閣府の大臣としての大臣とは、特区の認定にあたって、皆様から計画に対して各省から同意を得る必要があるが、これについては特命担当大臣は他の大臣に対して勧告が出来るし、勧告に従わない場合には総理に対して意見具申ができるという権能が法律上担保されている。たとえば、皆様からの計画に対してどこかの省がこの計画は駄目だといった場合、なぜ駄目なのだといって勧告したり、それについて意見具申する権能がある。

特区担当大臣にはこうしてふたつの顔があり、若干性格が異なるが、うちの大臣は委細かまわずやると申されている。

都道府県が障害になるというの問題は、対応が難しい。県は又工的存在で、市町村から国の方に

文句をいうと、それは県の問題だということになる制度がある。だからといって、国が県に対して、こうやれと指図するのかどうかということがあり、非常に難しい。

たとえば、文科省の分野で、小学校や中学校の設置基準は国の方は割合自由なのに、県の方が非常に重たくやっているところについては、文科省の方から、そういうことではなくてもっと緩やかなものにしろという通達を実際に出してもらったということもある。いろいろ国の方でもやりようがあると思うが、基本的に自治体の自由をどこまで尊重して考えていくかという問題も一方にはある。本当に県の規制というものが難しければ、小学校や中学校の設置基準のように国から何らかの指導をすることもあり得るが、そうすると自治体に対する国の関与が強くなるという問題が発生する。規制緩和ならば関与が強まってもいいではないかと割り切ることもあるかと思うが、関与は緩和の方向だけとは限らないので、難しい問題をはらんでいる。

質問：土地問題についての規制（開発規制、農業の規制）緩和がほとんど採択されていないが、土地規制に手を付けないと経済再生には結びつかないのではないか。提案はみなD、つまり現行法でできるといわれているが、実際には補助金が出ているから 30 年間はだめだと農水省は言っている。

答（自民党林事務局長）： これまで特別区域を設ける制度は、新産・工特の時代からいくつもあったが、補助金とか無利子融資とか金銭的なメニューを用意したため、予算の制約を受けて 1 年に 5 つとか 6 つしかつくれなかった。今回は、それはやめよう、規制緩和だけでやるので、しっかり計画を作ってくれば数はいくつでも出来ることになった。

今のお話は、その「はざ間」にあるような問題のようだ。補助金が出ていても、補助金の目的が達成された後に何かやるのならばいいのですが、まだ補助金を出した目的のことをやってもらう途中で新たに何かするという問題だと思う。

農地に関する問題は議論したのだが、農業に関する参入は結局リース方式だけになった。これも今後うまくいけば、タテ、ヨコに広げていきたい。タテ・ヨコというのは、参入する主体の範囲をも

う少し広げるとともに、その参入方法もリースから購入にまでいくことである。

その地区の方(たとえば農協)と首長との間で話がつけばいいのではないかとということも含めて議論は大分やったが、その地域だけのことで済むのか、影響がどうなるのか分からないということもあり、かなり狭い風穴しか開かなかった。したがって、狭い風穴で成果をあげて頂ければ、次のステップに進むということになるかと思うし、そのために評価委員会を作ったわけである。

したがって、その地域での合意が出来、また、財政上の問題もクリア出来ていれば、次のステップに進むことになると思う。毎年、新しいメニューを受け付けることになっており、これで終わりでこれ以上メニューを増やさないということではないので、折角あいた風穴が是非大きくなるように、それぞれのところでご努力いただきたい。

4 榛村 新代表発言要旨

この会のよびかけを行うにあたり、なぜ市長会でやらずに行革国民会議でやるのかという質問をいくつか受けた。私は、市長会というのは「機関である市長」のあつまりであるが、今度の会は「実在である市長」の集まりだと考えている。市長会は全国の市を代表するところであるから中央省庁とケンカはしないが、ここは教育や土地利用などそれぞれの専門専門で一家言のある首長の集まりであるから、中央省庁とケンカも辞さない。つまり、機関説と実在説の違いだと思う。こういう説明をしたら、「なるほどわかった」と言って参加したひともいれば、参加しなかったひともいた。

また、人口 3000 人で合併しないで頑張るといふところの首長さんが、「合併しない特区」というのを認めてくれないかという話をされた。そういうところを特区にして頑張ってもらおうといふのも、ひとつの考えかもしれないと思った。

なお、土地利用の話が出されたが、農水省はいまだに土地の利用権ではなく所有権にこだわっている。農協も森林組合も所有者の団体だが、それを利用し、経営する団体に改めなければいけない。また、川の下流の住民が上流に水源税や環境税を支払うように、土地もそれを活用する立場からの取り組みもある。今後は、土地は所有権と利用権、

活用権の 3 つに分けないと政策論として成り立たないのではないかと思うが、特区で農地関係がいろいろ出されながらスッキリしないのは、農水省でこの辺の整理が出来ていないからだろう。

5 鴻池特区担当大臣の挨拶

次いで、鴻池祥肇特区担当大臣を交えての立食形式の懇談会に移り、冒頭、鴻池大臣から以下のような挨拶があった。

今日は本当に嬉しい限りである。特区推進室 30 数名が、真槍と太刀を構えている各省に木刀と竹光で切り込んでいるわけであるが、そこにこのような有力な自治体の首長さん方が集まってご支援いただけることになり、こんなにありがたいことはない。お礼を申し上げる次第である。

特区は既に 117 認定され、また近々 40 ほど認定することになる。こうした特区が全国で元気よく活躍していくことになれば、日本も活性化していくことになる。また、近々評価委員会を立ち上げるのも、しっかりやっているかどうかをチェックするという発想ではなく、面白そうなものは多少具合が悪いことがあっても、これは面白いと声を大にして 100 倍くらい誉めちぎり、全国に広げていくためである。前の三重県知事の北川さんにも加わってもらったのは、声が大きいところを買ったためである。したがって、そうした声にみなさん方もぜひ呼応していただきたい。

政局はあわただしさを増し、9月20日位で私の賞味期限も切れるかもしれないが、そのあとも引き続き情熱をもって取り組んでいくつもりである。なにか、お別れの挨拶みたいになってしまったが、「中央から地方へ、官から民へ」というスローガンをみなさんと一緒に今後ともしっかり実行していきたい。

本日はどうもありがとうございました。

- 了 -

構造改革特区推進会議参加者名簿

(敬称略：自治体コード順)
2003年8月6日

稚内市長	横田 耕一	宮川村長	石腰 保昭
三笠市長	小林 和男	浜松市長	北脇 保之
二七〇町長	逢坂 誠二	熱海市長	川口 市雄
遠野市長	本田 敏秋	掛川市長	榛村 純一
鶴岡市長	富塚 陽一	天竜市長	中谷 良作
三春町長	伊藤 寛	浜北市長	長谷川正榮
金砂郷町長	成井 光一郎	湖西市長	山本 昌寛
里美村長	佐川 卓政	豊橋市長	早川 勝
足利市長	吉谷 宗夫	豊田市長	鈴木 公平
小山市長	大久保寿夫	犬山市長	石田 芳弘
高崎市長	松浦 幸雄	四日市市長	井上 哲夫
桐生市長	大澤 善隆	桑名市長	水谷 元
太田市長	清水 聖義	米原町長	村西 俊雄
川口市長	岡村 幸四郎	堺市長	木原 敬介
草加市長	木下 博信	豊中市長	一色 貞輝
戸田市長	神保 国男	枚方市長	中司 宏
志木市長	穂坂 邦夫	東大阪市長	松見 正宣
市川市長	千葉 光行	大阪狭山市長	吉田 友好
我孫子市長	福嶋 浩彦	海南市長	神出 政巳
本埜村長	五十嵐 勇	松江市長	松浦 正敬
杉並区長	山田 宏	出雲市長	西尾 理弘
荒川区長	藤澤 志光	岡山市長	萩原 誠司
八王子市長	黒須 隆一	新見市長	石垣 正夫
三鷹市長	清原 慶子	御津町長	安信 治雄
稲城市長	石川 良一	上斎原村長	松本 壽
川崎市長	阿部 孝夫	呉市長	小笠原臣也
横須賀市長	沢田 秀男	福山市長	三好 章
鎌倉市長	石渡 徳一	三次市長	吉岡広小路
藤沢市長	山本 捷雄	下関市長	江島 潔
小田原市長	小澤 良明	防府市長	松浦 正人
逗子市長	長島 一由	柳井市長	河内山哲朗
相模原市長	小川 勇夫	海部町長	濱 皓三
秦野市長	二宮 忠夫	新居浜市長	佐々木 龍
箱根町長	山口 昇士	高知市長	松尾 徹人
三条市長	高橋 一夫	北九州市長	末吉 興一
安塚町長	矢野 学	久留米市長	江藤 守國
鯖江市長	辻嘉右衛門	菊池市長	福村 三男
丸岡町長	林田 恒正	安心院町長	高田 文義
山梨市長	中村 照人	川内市長	森 卓朗
檜川村長	田中今朝春	加世田市長	川野 信男
岐阜市長	細江 茂光		
大垣市長	小川 敏		
多治見市長	西寺 雅也		
瑞浪市長	高嶋 芳男		
可児市長	山田 豊		
河合村長	松井 靖典		

行革国民会議代表 恒松 制治

86 自治体 (5 村 10 町 2 区 69 市)

今後の活動方針についてのアンケート結果

2003.9.17

特区推進会議事務局

今後の活動方針などについて各メンバーから寄せられた意見のなかで主なものをまとめれば以下のとおりである。なお、回答を寄せられた自治体数は48自治体である。寄せられた意見の全文は別紙を参照されたい。(別紙は国民会議のホームページ <http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku> に掲載)

1 テーマ別委員会について

設置すべき委員会として、次の課題に関する委員会設置の意見が多かった。

* 教育関連

とくに教育委員会、学校教育行政、少人数学級編成、幼保一元化など

* 農業関連

とくに農地転用、遊休農地の活用、都市農村交流、農業生産法人以外の法人の参入、

コメの流通問題 など

* 都市再生

都市計画、都市再生、まちづくり、工場跡地の利活用、運輸交通など

* 産業振興・活性化

国際物流、カジノ、資源・エネルギー、第1次産業向け特区構想など

そのほか、環境関係、自治制度(広域行政・道州制)、科学技術研究・促進、医療・介護なども課題として挙げられた。

2 特に奮戦中のこと

特に困っていることとしては、産業廃棄物処理、墓地進出、有料老人ホームの乱立、不動産登記法、鉄道事業法の規制、強制水先案内制度、公益法人への職員派遣、支援費制度の弾力化等々の具体的な課題が寄せられたが、それと同時に、特区制度について地域の民間企業やNPOなどから積極的な提案がないなどの悩みも寄せられた。

3 推進会議が取り組むべき課題

推進会議として取り組むべき課題としては、テーマ別委員会の課題として挙げられたもののほか、以下のような意見があった。

* 財政支援についての検討

* 特区制度の周知設定のためのフォーラム開催

* 先進事例の分析・研究と成果のフィードバック

* 実現の難しい案件について各省庁との意見交換
* オリジナリティーのある提案の実現のための後押し

* 特区認定後の自治体間の協力体制(省庁からの妨害排除)

4 政府の対応、あるいは制度の運用について

各省庁あるいは推進室の対応については、以下のような意見があった。

* 現状で対応可能というならば、提案自治体の意図がわかった段階で適切なアドバイスをすべきである。

* 各省庁が消極的すぎる。特区制度の目的を理解すべきである。

* 関係省庁が直接電話連絡により問題解決を図ろうとすることはやめてもらいたい。

* 提案から実際の規制緩和までの時間がかかりすぎる

* 推進室と各省庁との折衝過程を提案しに開示してもらいたい

* 認定を受けても、各省庁あるいは県と調整を余儀なくされる

* 実施主体が決まらなくとも認定できるとの規定があるにもかかわらず、認定しないケースがあった。

* 提案はメールでも受け付けるべきである

* 提案に対しては詳細なヒアリングを行い、国としての判断を示すべきである

* 推進室の戦力をアップし、迅速な処理ができるようにしてもらいたい

* 推進室のHPは膨大で見にくい。もっと、整理したものにしてもらいたい

* マニュアルは早く掲載してもらいたい

* 県経由でなく直接市町村に送信してもらいたい

5 都道府県の対応について

都道府県の対応に関しては、以下のような意見が寄せられた。

* 現行制度で対応可能となっても、県の対応が非常に緩慢で進まない。県の権限を移譲するなどの措置も同時に必要である。

* 市町村の提案に県が冷淡であり、傍観者的である。

* 県の組織が重層的で、障害が多すぎる

以上

《事務局より》

1 小泉改造内閣が発足しましたが、心が騒ぎません。小泉氏が改革を断行するとまだ期待をしている人々がおられることは承知していますが、さて、いかがなものでしょうか。自民党内のほかの陣営の方々はもちろんのこと、野党の方々にもまるで期待がかけられないというのも悲劇です。そのような中央政界に左右されないように、自分たちの身の回りは自分たちで守るとというのがこれからの道でしょうが、そのための障害はやはり中央レベルで取り除かなければならないというわけで、結局議論は振り出しに戻ってしまいます。

2 これからの構造改革の基本は地方分権（本来は地方主権）以外にないというのが私どもの主張ですが、その一助になればと考え、構造改革特区推進会議を8月6日に立ち上げました。パイロット自治体会議、地方主権フォーラムと運営してきましたが、その集大成を目指したいと考えています。未来永劫続けるのではなく、3年間でけりをつけようという短期決戦です。

3 今年6月、ホームページを刷新し、そこで自治体のさまざまな試みや条例制定状況などを掲載するように致しました。その後、8月には特区推進会議のコーナーも設けました。こうした努力をしてどれだけの方々が見てくれるだろうかというのがわかりませんでしたので、カウンターなどをつけてみますと、私どものような地味なところにも毎日200人近くが訪問しているようです。夜中の2時、3時にアクセスされる方もおられますが、多くは日中の執務時間中のアクセスで、業務用のページと認識されているのだと思います。また、yahoo や google の記事検索によって飛び込んでこられる方々も結構多く、世の中にはいろいろな人がいろいろなことをしているものだということが実感できました。今後、簡単な論評などのコーナーも設けたいと考えています。

4 前号で、6月の総会における規制改革や特区についての八代尚宏日本経済研究センター理事長の講演記録を今号に掲載するといいましたが、既にホームページでは2ヶ月以上も前に掲載されていますし、分量も結構なものになりますので、ニュースへの掲載は取りやめることに致しました。ご関心のある方は、是非、ホームページをご覧ください。

5 事務局では目下、恒例の行革年表づくりの最終段階です。構造改革特区推進会議の設立準備などもあって、いつもよりも大幅に遅れましたが、10月初めにはお届けできる予定です。

目 次

1	これで改革推進内閣といえるか	1
2	構造改革特区推進会議の設立	2
	構造改革特区推進会議規約	2
	今後の活動方針についての申し合せ	3
	役員・企画委員会委員名簿	3
	総会議事要録（抄）	4
	構造改革特区推進会議参加者名簿	8
	今後の活動方針についてのアンケート結果	9